

都農町
観光協会
キャラクター



つのはぴょん

キャラクター使用マニュアル

つのはぴょんは都農町の特性や魅力を発信することを目的に、2010年(平成22年)に公募により誕生した都農町観光協会のキャラクターです。

日向国一之宮都農神社、名産品のトマトとぶどう、尾鈴山、矢研の滝や、眺望抜群の都農ワイナリーから見える日向灘などを全身で表現しています。

都農町観光協会

2024.4

1. はじめに

このマニュアルは、都農町観光協会キャラクターつのぴょん（以下「つのぴょん」という。）が地域の広報PR係として、たくさんの方々に親しまれ、愛されるキャラクターであるよう、そのイラスト又は画像等（以下「イラスト等」という。）の使用方法や注意事項についてまとめたものです。

2. 使用について

つのぴょんに関する権利は、都農町観光協会（以下「当会」という。）に帰属します。このため、つのぴょんのイラスト等を使用する場合は、使用前に使用申請書の提出を行い、当会の承認を受けてください。

4の(1)～(4)に該当する場合は、使用申請書の提出は不要です。

※いずれの場合も、色や比率を変えたり、反転させずに「3. 使用のルール」を守り正しく使用してください。必ず「都農町観光協会キャラクターつのぴょん」又は「つのぴょん」と併記してください。

3. 使用のルール

次のいずれかに該当する使用は認められません。

- (1) 商標法による商標登録、意匠法による意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録すること。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用を行うこと。
- (3) 都農町及び当会の信用又は品位を害する使用を行うこと。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える使用を行うこと。
- (5) 法令又は公序良俗に反する使用を行うこと。
- (6) 暴力団及び暴力団員などを利する使用を行うこと。
- (7) その他、著しく不相当と当会が認める使用を行うこと。

ルールに反することが確認された場合、その他つのぴょんの使用が適当でないと判断された場合は使用許可を取り消します。キャラクターの使用またはその取消しにより生じた損失等について、当会では一切の責任を負いません。

4. 使用申請について

次のいずれかに該当する場合は、申請書の提出は必要ありません。

- (1) 町の機関が使用する場合
- (2) 報道機関等が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 個人の楽しみの範囲で使用する場合（商用でない個人のSNS、ブログ、年賀状、名刺、趣味の工作物等）
- (4) つのぴょんの派遣が決定したイベント等の出演告知又は出演報告として使用する場合

それ以外の場合、及び上記でも標準のデザインから変更がある場合は、当会へ使用申請の手続きをお願いします。

※申請が必要かどうか不明なときはお問い合わせください。

5. 使用申請方法

4の(1)～(4)の場合を除き、つのびよんのイラスト等使用の際は、次の書類を揃えて都農町観光協会へ提出をお願いします。

- (1) 使用申請書
- (2) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (3) つのびよんの使用状況がわかる完成見本や完成イメージ等
- (4) その他必要と認める書類

使用申請書は当会ホームページの「つのびよんのご紹介」ページよりダウンロードすることができます。

6. 使用料

使用料は無料とします。

このマニュアルは必要に応じて変更する場合があります。

お問合せ先

都農町観光協会

〒889-1201

宮崎県児湯郡都農町川北3604-7

TEL: 0983-25-5712

FAX: 0983-35-3119

MAIL: mail@tsunokanko.com



つのびよん
紹介ページ



つのびよん